

入札公告

町有財産の売払いについて一般競争入札（以下「入札」という。）を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月30日

益子町長 広田 茂十郎

1-1 入札対象物件（自動車）

物件番号	名称等	初年度登録	排気量	予定価格	入札保証金
1	消防ポンプ自動車 (いすゞ エルフ)	平成15年	4.77L	100,000円	10,000円
2	エステイマ	平成19年	2.36L	50,000円	5,000円

1-2 入札対象物件（一般）

物件番号	名称等	年式	メーカー	予定価格	入札保証金
1	介護浴槽・電動ストレッチャー	令和3年	AMANO	100,000円	10,000円

2 入札参加者の資格条件

以下のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその構成員。
- (3) 日本語を完全に理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除く。
- (4) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除く。
- (5) 20歳未満の者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。
- (6) 益子町が定める本ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者。

3 入札の参加申し込み等

入札に参加しようとする者は、令和8年4月3日（金）午後1時から令和8年4月21

日（火）午後２時までの間に、インターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の画面で、参加仮申し込みの手続きを行った後、次の書類を提出すること。

（１）提出書類

- * 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- * 公的機関が発行する証明書の写し
（住民票、運転免許証、パスポートなど）
法人の場合は、商業登記簿謄本の写し

（２）申請書の入手方法

- * 益子町総務部総合政策課にて配布する。（益子町ホームページのビジネス・産業「インターネット公売」の「公有財産の売却について」からもダウンロードできる。）

（３）申請受付期間及び方法

- * 期 間 令和８年４月 ３日（金）午後１時から
令和８年４月 ２１日（火）午後２時まで
- * 提出方法 郵送又は持参（閉庁日を除く）
郵送の場合は、締切日の消印有効
- * 提出先 〒３２１－４２９３
栃木県芳賀郡益子町大字益子２０３０番地
益子町 総務部 総合政策課 財務係 宛

４ 入札説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

栃木県芳賀郡益子町大字益子２０３０番地 益子町総合政策課
益子町役場又は益子町ホームページ上

（２）日時

令和８年４月 ３日（金）午後１時から
令和８年４月 ２１日（火）午後５時まで
（土、日、祝日を除く）

５ 入札等の日時及び場所

（１）場所

KSI 官公庁オークションの提供する売却システム上

（２）期間

令和８年５月 １２日（火）午後１時から
令和８年５月 １９日（火）午後１時まで

（３）入札確定日時

令和８年５月 １９日（火）午後５時

6 入札の方法

- (1) KSI 官公庁オークションの提供する売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送及び持参による入札書の提出は認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、予定価格の10分の1を入札保証金として納付すること。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- (3) 落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。
- (4) 入札保証金に利息は付さない。
- (5) 落札者が、町に定める契約期限までに契約を締結しない場合は、当該落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

8 落札者の決定方法

入札期間終了後、町は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格の入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者の KSI 官公庁オークション ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

9 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。なお、契約締結と同時に落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当するものとする。

契約保証金は、売却代金の一部に充てることができるが、充当するまでの間、利息は付さないものとする。

(2) 契約の締結

落札者は、令和8年5月28日（木）午後5時までに契約保証金（入札保証金）を納付のうえ契約を締結しなければならない。

契約に要する費用は落札者の負担とする。

(3) 売払代金の納入

契約を締結した者は、売払代金を令和8年6月4日（木）午後2時30分までに、町が発行する納入通知書若しくは町が指定する銀行口座への振込により納付しなければならない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者が入札したとき。
- (3) 町ガイドラインに記載する無効な入札をしたとき。

11 その他

- (1) 売却物件は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることを十分理解したうえで入札すること。また、益子町は瑕疵担保責任を負わない。
- (2) 引き渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する課系の名称及び所在地

栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地

益子町 総務部 総合政策課 財務係

電話 0285-72-8829